

別添 1：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の申請例（移転型）

※大企業で事業年度が 4 月 1 日～3 月 31 日である法人の事例

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画

1 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の内容

- (1) 特定業務施設並びにこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設及び特定業務児童福祉施設（以下「特定業務福利厚生施設等」という。）の整備内容

① 整備目的

弊社の主力事業である〇〇事業は、近年世界的にも注目されており、自社独自に培った製造技術と製品開発力で、国内外に様々な製品を提供している。

今後も他社との一線を画した高品質な製品を開発し、競争力の維持・強化を図るため、長野県内に立地している〇〇事業の主要工場の近隣に、東京本社にある〇〇事業の研究開発部門を移転する。研究開発と生産を近接した地域で行うことで、製品開発のスピードや品質の向上、製品競争力の強化につなげ、売上向上を図っていく。

また、円滑な社員の移住や現地での人材獲得の観点から、事務所から車で 30 分圏内の社員寮を借り上げるとともに、事業所内保育所及び関連施設を新設し、社員の居住環境や子育て環境の整備を図る。

② 整備内容

ア) 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の種別

事務所	研究所	研修所	特定業務 福利厚生施設	特定業務 児童福祉施設
	○		○	○

・特定業務福利厚生施設：寮（規則第 8 条第 2 項第 3 号）

・特定業務児童福祉施設：事業所内保育所（規則第 8 条第 3 項第 5 号）及び授乳室（同項第 10 号）

※各施設の種別は、該当するものに「○」を記載すること。

※特定業務福利厚生施設等にあつては、該当する地域再生法施行規則第 8 条第 2 項各号又は第 3 項各号の施設も併せて記載すること。

イ) 整備場所

・研究所、事業所内保育所及び授乳室：長野市〇〇町**（地方活力向上地域内）

・寮：長野市〇〇町***ハイツ（地方活力向上地域内）

※整備場所は、特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等を整備する住所を記載すること。特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設を別の住所で整備する場合は、施設ごとに記載すること。賃貸による場合は入居を予定する物件名まで記載すること。

ウ) 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の取得等の別

・土地

区分	購入	賃貸	用途変更
特定業務施設	○		
特定業務福利厚生施設		○	
特定業務児童福祉施設	○		

※所有地にこれらの施設を整備する場合には、用途変更欄に「○」を記載すること。

別添 1：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の申請例（移転型）

※大企業で事業年度が 4 月 1 日～3 月 31 日である法人の事例

・建物

区分	新築	増築	購入 (新築)	購入 (中古)	賃貸	用途変更
特定業務施設	○					
特定業務 福利厚生施設					○	
特定業務 児童福祉施設	○					

エ) 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等となる建物等

区分	項目	全体	対象部分	備考
土地	敷地面積	2,500 m ²	2,500 m ²	事務所及び事業所内保育所等 用
建物	延べ床面積	2,250 m ²	2,250 m ²	地上 3 階建ての事務所 (2,185.59 m ²) を建設（1 階 に事業所内保育所（58.41 m ² ）及び授乳室（6 m ² ）を併 設）
土地	敷地面積	700 m ²	175 m ²	社員寮用
建物	延べ床面積	3,500 m ²	175 m ²	寮は地上 5 階建てのうち 1DK × 5 部屋（175 m ² ）を賃貸
建物附属設備	種類	空調設備		空調設備は ＊ ＊ ＊ ＊
	数量等	3 台	3 台	（事務所 2 台、事業所内保育 所 1 台）
構築物	種類			
	数量等			
機械装置	種類	〇〇試験設備		
	数量等	1 基	1 基	

※対象施設（特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等をいう。以下同じ。）以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その整備全体について記載すること。

※特定業務施設以外に特定業務福利厚生施設等又は特定業務施設以外の業務施設を整備する場合には、「備考」の欄に対象となる具体的な部分（対象部分のあるフロア等）等を特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設ごとに記載すること。

※対象施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合であって、土地、建物（共有部分）、建物附属設備、構築物の対象部分が明確に区分できない場合のそれぞれの「対象部分」の欄は、建物の特定業務施設部分、特定業務福利厚生施設部分、特定業務児童福祉施設部分、対象施設以外の施設部分の延べ床面積の比により按分したものをそれぞれ記載すること。

※土地、建物が複数ある場合は、その土地、建物ごとに記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、種類ごとに記載すること。

※特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の図面、外観イメージを表す書類等を添付すること。

別添 1：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の申請例（移転型）

※大企業で事業年度が 4 月 1 日～3 月 31 日である法人の事例

オ) 特定業務福利厚生施設の用途、利用定員数及び利用見込み従業員数

用途	利用定員数	利用見込み 従業員数	備考
社員寮	5 人	5 人	

※特定業務福利厚生施設を整備する場合に記載すること。複数の特定業務福利厚生施設を整備する場合は、該当する地域再生法施行規則第 8 条第 2 項各号の施設ごとに記載すること。

カ) 特定業務児童福祉施設の用途、利用定員数及び利用見込み従業員の児童数

用途	利用定員数	利用見込み 従業員の児童数	備考
事業所内保育所	30 人	10 人	
授乳室	30 人	10 人	

※特定業務児童福祉施設を整備する場合に記載すること。複数の特定業務児童福祉施設を整備する場合は、該当する地域再生法施行規則第 8 条第 3 項各号の施設ごとに記載すること。

キ) 事業期間 整備計画認定日 ～令和 13 年 3 月 31 日

※事業期間の終期は、本計画の認定の日から起算して 5 年以内であること。ただし、地域再生計画の計画期間を超えるものではないこと。

なお、事業期間の終期は、特定業務施設及び特定業務福利厚生施設等の整備が終了し、組織改正及びそれに伴う人事異動が終了する時期を記載すること。

③ 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

ア) 特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和 8 年 5 月	
着工	令和 8 年 6 月	
完成	令和 10 年 3 月	
事業供用開始	令和 10 年 5 月	

※特定業務施設を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。

※複数の特定業務施設を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

イ) 特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和 8 年 5 月	事業所内保育所・授乳室
着工	令和 8 年 6 月	事業所内保育所・授乳室
	令和 10 年 4 月	寮：賃貸借契約締結時期
完成	令和 10 年 3 月	事業所内保育所・授乳室
	令和 10 年 5 月	寮：入居時期
事業供用開始	令和 10 年 5 月	

※特定業務福利厚生施設等を整備する場合に記載すること。

※特定業務福利厚生施設等を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。

別添 1：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の申請例（移転型）
※大企業で事業年度が 4 月 1 日～3 月 3 1 日である法人の事例

※複数の特定業務福利厚生施設等を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

(2) 特定業務施設で行う業務

① 移転等を行う業務

移転等を行う業務部門	事業所	備考
研究所	本社（東京都）	〇〇事業の製品開発・改良等を行う研究開発課 住所：東京都千代田区〇〇

※「移転等を行う業務部門」の欄は、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門、情報サービス事業部門、サービス事業部門、研究所、研修所の別を記載すること。

※「事業所」の欄は、移転等を行う業務部門が申請時点に所在している事業所名称を記載すること。

※商業事業部門は、専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。

※サービス事業部門は、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門又はその他管理業務部門の業務の受託に関する業務を行うものに限る。

② 特定業務施設で行う業務

当該研究所においては、弊社の主力事業として位置づける〇〇事業の研究開発拠点として、製造部門との連携を図りながら国内外の市場に向けた製品及び製造技術の研究開発を行うことで、これまで以上に効率的かつ効果的な研究開発及び生産体制を実現する。

施設整備から 2 年後となる令和 12 年度には、〇〇事業が弊社売上の**%（計画認定時の△%増）となることを目指しており、計画期間終了後も、長野研究所及び長野工場における雇用を創出し、生産規模も拡大していくことを目指す。

③ 組織体制（事業実施前・事業実施後）

(事業実施前)

・事業所別

本社 200人

東京営業所 30人

大阪研究所 50人

茨城工場 100人

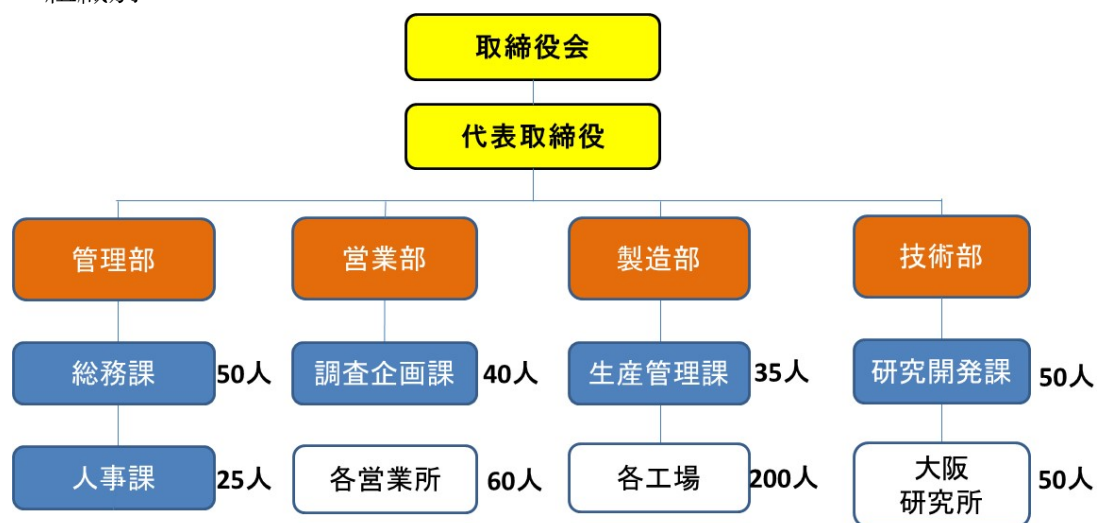
長野工場 100人

茨城営業所 30人

別添 1：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の申請例（移転型）

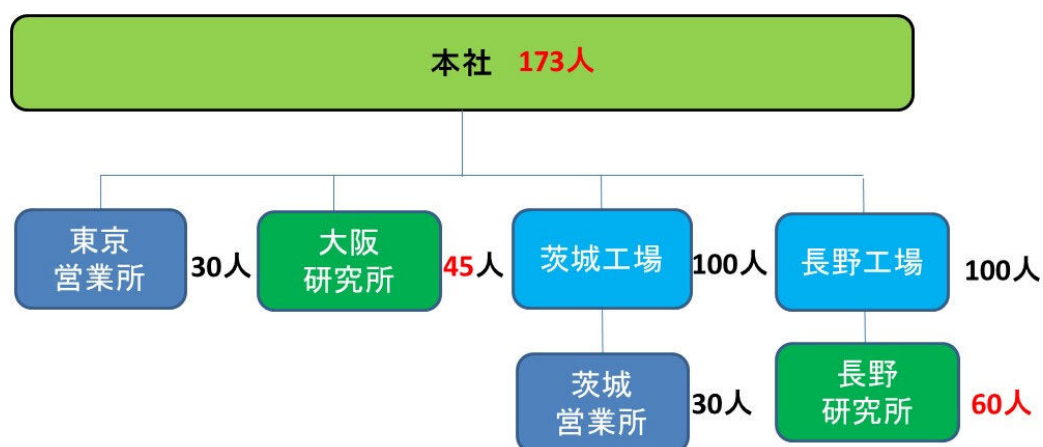
※大企業で事業年度が4月1日～3月31日である法人の事例

・組織別

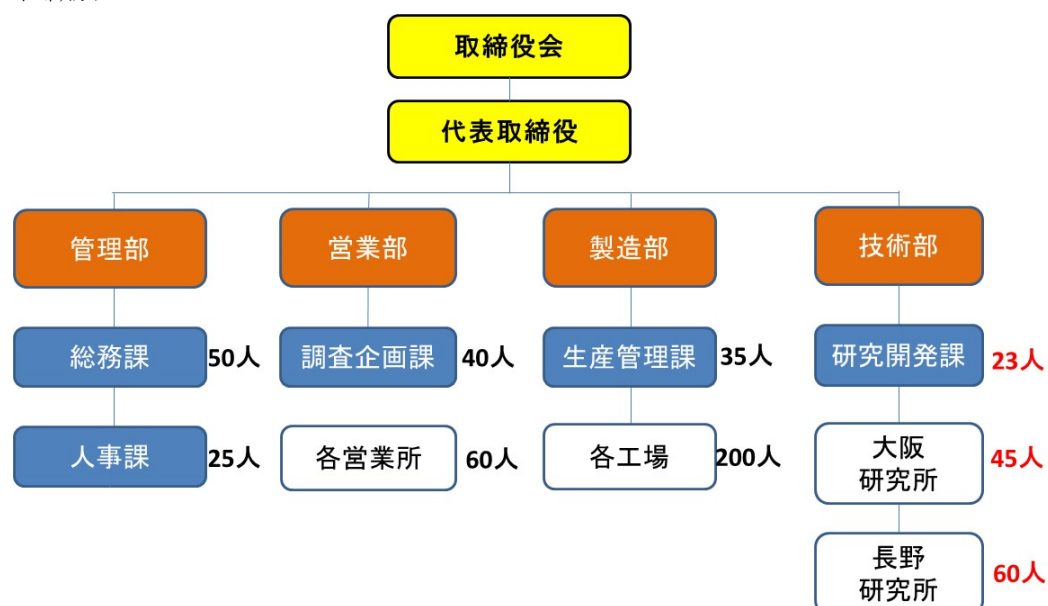


(事業実施後)

・事業所別



・組織別



別添 1：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の申請例（移転型）

※大企業で事業年度が 4 月 1 日～3 月 31 日である法人の事例

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。

※それぞれの部署の事業実施前、事業実施後（予定）の定員数を記載すること。

2 特定業務施設において常時雇用する従業員に関する事項

（1） 特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	申請時	1 期目	2 期目	3 期目	4 期目	5 期目	終了時
特定業務施設の全従業員数	0 人	0 人	0 人	39 人	53 人	- 人	60 人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

（2） 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	1 期目	2 期目	3 期目	4 期目	5 期目	終了時	合計	事業供用開始日から 1 年間
新規採用者数	0 人	0 人	12 人	9 人	- 人	7 人	28 人	17 人
みなし転勤者数	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人
特定集中地域にある他の事業所からの転勤者数	0 人	0 人	22 人	5 人	- 人	0 人	27 人	24 人
集中地域（特定集中地域を除く。）にある他の事業所からの転勤者数	0 人	0 人	5 人	0 人	- 人	0 人	5 人	5 人

※申請者の各事業年度の従業員の増加数を記載すること。「1 期目」の欄は認定の日から 1 期目の末日まで、「終了時」の欄は事業期間の末日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日まで、「事業供用開始日から 1 年間」の欄は特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後 1 年を経過する日までの間の従業員の増加数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※「新規採用者数」の欄は、新規採用による従業員の増加数を記載すること。

※「みなし転勤者数」の欄は、（3）に定める減少が見込まれる従業員数又は（3）に定める定年退職者及び自己都合退職者の合計数のうち、いずれか少ない数を上限とした新規採用者数を記載すること。

別添 1：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の申請例（移転型）

※大企業で事業年度が 4 月 1 日～3 月 31 日である法人の事例

※転勤者数は、それぞれの地域にある他の事業所からの転勤による従業員の増加数を記載すること。

※「事業供用開始日から 1 年間」の欄は、地域再生法施行規則第 33 条第 2 号イに掲げる要件を満たすものとして認定を受けようとする場合には記載することを要しない。

(3) 特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員数の減少数

区分/時期	申請時	1 期目	2 期目	3 期目	4 期目	5 期目	終了時	事業供用 開始日から 1 年間
減少が見込まれる従業員数	0 人	0 人	0 人	22 人	5 人	-人	27 人	24 人
定年退職者及び自己都合退職者の合计数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	-人	0 人	0 人

※特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員の数の減少が見込まれる場合に記載すること。「1 期目」の欄は認定の日から 1 期目の末日まで、「終了時」の欄は事業期間の末日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日まで、「事業供用開始日から 1 年間」の欄は特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後 1 年を経過する日までの間の従業員の減少数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※「事業供用開始日から 1 年間」の欄は、地域再生法施行規則第 33 条第 2 号イに掲げる要件を満たすものとして認定を受けようとする場合には記載することを要しない。

(4) 新規採用者及び集中地域にある他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
製造技術者等	60 人	製品開発及び製造技術開発に従事
	人	
	人	
	人	
合計	60 人	

※「職業分類」の欄は、日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

※「人数」の欄は、事業期間の末日の職種ごとの従業員数を記載すること。

(5) 整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数
注）地域再生法施行規則第 8 条第 1 項各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	申請時	1 期目	2 期目	3 期目	4 期目	5 期目	終了時
集中地域にある事業所の従業員数	250 人	250 人	250 人	223 人	218 人	-人	218 人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	0 人	0 人	0 人	39 人	53 人	-人	60 人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

別添 1：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の申請例（移転型）

※大企業で事業年度が 4 月 1 日～3 月 3 1 日である法人の事例

※計画により業務部門が移転等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

3 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を実施するために必要な資金及びその調達方法

（1）特定業務施設等の整備に必要な資金

区分	取得価格等	備考
土地	100 百万円	土地購入
建物	2,000 百万円	事務所棟（3 階建て、1 階の一部は事業所内保育所及び授乳室）
建物附属設備	45 百万円	空調設備 3 台
構築物	百万円	
機械装置	80 百万円	〇〇試験設備
その他	百万円	
合計	2,225 百万円	

※対象施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その全体について記載すること。ただし、建物が複数ある場合など、特定業務施設、特定業務福利厚生施設、特定業務児童福祉施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、「取得価格等」の欄にその合計額を記載し、「備考」の欄に主な内訳等を特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設ごとに記載すること。

（2）特定業務施設等の整備に必要な資金の調達方法

調達方法	金額	備考
自己資金	1,000 百万円	
借入金	1,160 百万円	〇〇銀行
社債等	0 百万円	
出資	0 百万円	
その他	65 百万円	補助金 県 65 百万円
合計	2,225 百万円	※施設ごとの区分は困難。

※ただし、対象施設を整備する場合であって、特定業務施設、特定業務福利厚生施設、特定業務児童福祉施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。

※国、都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※合計額は 3（1）特定業務施設等の整備に必要な資金と同額となるよう記載すること。

4 特例措置の活用の希望

特例措置内容		活用の希望の有無	
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証		☐ 希望する	☒ 希望しない
		☒ 希望する	☐ 希望しない
	上乗せ措置の適用（注 1）	☒ 希望する	☐ 希望しない
	中古資産に対する適用（注 2）	☐ 希望する	☒ 希望しない

注 1）租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 10 条の 5 第 1 項第 1 号又は第 42 条の 12 第 1 項第 1 号に規定する要件を満たす場合の特別償却又は税額控除の選択適用を受けるものをいう。

別添 1：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の申請例（移転型）

※大企業で事業年度が 4 月 1 日～3 月 31 日である法人の事例

注 2）租税特別措置法第 10 条の 5 第 1 項第 2 号若しくは第 3 項第 2 号又は第 42 条の 12 第 1 項第 2 号若しくは第 2 項第 2 号の規定により特別償却又は税額控除の選択適用を受けるものをいう。

※設備投資に対する課税の特例措置を活用する場合であって、当該特例措置の対象となる特定業務施設の雇用保険適用事業所番号を有する場合は以下に記載すること（複数の雇用保険適用事業所番号を有する場合はその全てを記載すること。）。

1234-567890-1

5. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく男女の賃金の額の差異の公表について

男女の賃金の額の差異	☒ 公表している	☐ 公表していない
------------	--	----------------------------------

(1) （公表している場合）公表先

☒ 厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」

☐ その他（ ）

(2) （公表していない場合）その理由

☐ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 20 条第 1 項又は第 2 項による公表の義務付けの対象外であるため

☐ その他（ ）